

## 小・中学校の転入学の手続きについて

更新日 2012年7月25日

### 入学手続き

#### 区立の小・中学校へ入学する場合

中野区にお住まいで、小学校新1年生になるお子さんには「就学時健康診断」のお知らせを10月上旬にお送りします。指定された小学校で受診して下さい。

小学校新1年生になるお子さんには12月上旬に、中学校新1年生になるお子さんには1月中旬にそれぞれ「就学通知書」をお送りします。次の場合は、学事担当(区役所5階12番窓口)でご相談下さい。

##### 1. 外国籍のお子さんで、入学を希望される方。

10月上旬にお送りする「入学案内のお知らせ」を持参のうえ、学事担当で申請して下さい。入学案内が届かなかった外国籍のお子さんで入学を希望される場合は、お問い合わせください。

##### 2. 特別な事情により、指定校変更を希望される方。

[こちらをご覧ください。](#)

#### 国立・都立・私立学校へ入学する場合

国立・都立・私立学校に入学する場合、教育委員会に届け出が必要です。窓口もしくは郵送でお届けください。

##### 1. 窓口での届出

入学する学校の入学許可証または入学承諾証の原本をお持ちのうえ、学事担当(区役所5階12番窓口)へお届けください。

##### 2. 郵送による届出

封筒に次の(1)～(2)のものを同封して郵送してください。

##### (1) 国立・都立・私立学校入学届(PDF形式:70KB)

- ・用紙をプリントアウトして必要事項をご記入ください。
- ・内容等確認が必要な場合がありますので、屋間に連絡の取れる電話番号を必ずお書きください。
- ・指定校欄は記入不要です。

##### (2) 入学する学校の入学許可証または入学承諾証

- ・必ず、原本をお送りください。
- ・中野区から転出する予定のある方はお問合せください。

#### 郵送先

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号  
 中野区教育委員会事務局学校教育分野学事担当

#### お問合せ

学校教育分野学事担当 電話 03-3228-8858 ファクス 03-3228-5680

### 転校手続き

お引越し等、住所の変更で通学区域が変わる際は、住所の異動届と併せて転校の手続きを行ってください。継続して今までの学校への通学を希望する場合は[こちら](#)をご覧ください。

#### 中野区へ転入または区内で転居した時

住所の異動届けの手続きの際に転入学通知書を発行します。同通知書と前居住地の学校から発行された在学証明書及び教科用図書給与証明書を持って指定された学校で手続きを行ってください。外国籍のお子さんで就学を希望される方は、お問い合わせください。

## 中野区から転出する時

今まで通学していた学校から発行された在学証明書及び教科用図書給与証明書を持って、新居住地の教育委員会または学校で手続きを行ってください。

## 指定校変更・区域外就学について

中野区では、小・中学校ごとに通学区域を定め、児童・生徒の住所によって就学すべき学校を指定する「指定校」制度となっております。指定校変更とは、中野区に住民登録のあるお子さんが、指定校以外の区立小・中学校に通学する制度です。区域外就学とは、中野区以外に住民登録のあるお子さんが、中野区立小・中学校に通学する制度です。

**指定校変更・区域外就学は、保護者の方から個々の事情を伺い、「指定校変更の承認に関する基準」照らして、特別な事情があると教育委員会が判断した場合に限り認められます。申請した場合、必ず認められるものではありませんので、予めご了承ください。**

[指定校変更の承認に関する基準\(PDF形式:181KB\)](#)

## 新1年生の場合

中野区の住民登録に基づき、「就学通知書」をお送りします。就学通知書が届いた後に、同通知書に記載されている期限までに学事担当(区役所5階12番窓口)でご相談ください。区域外就学を希望される方は、お問い合わせください。

## 転入・転居(区内)・転出の場合

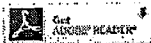
申請の理由や状況によって手続きが異なります。詳しくはお問い合わせください。

## 関連ファイル

- 指定校変更の承認に関する基準(PDF形式 181キロバイト)
- 国立・公立・私立学校入学届(PDF形式 70キロバイト)

PDFファイルを開覧していただくにはAdobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、[アドビシステムズ社のサイト](#)からダウンロードしてご利用下さい。



用語解説: [就学通知書](#)

※用語解説のリンクは、辞書サイトの「Weblio」のページに移動します。

ウェブサイトの品質向上のため、ページのご感想をお聞かせ下さい。

参考になった

探しにくかった

送信

知りたい内容が書かれていない

聞き慣れない用語があった

より詳しくご感想をいただける場合は、[メールフォーム](#)からお送りください。

情報発信元 学校教育分野 学事担当

電話番号 03-3228-8858

ファクス 03-3228-5680

受付時間 月曜日から金曜日までの午前8時半から午後5時まで(祝休日、年末年始を除く)

問合せ先 [メールフォーム](#)

中野区役所 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号(地図)

電話番号 **03-3389-1111**(代表) 受付時間 月曜日から金曜日までの午前8時半から午後5時まで(祝日を除く)

[ホームページの使い方](#)

[区役所のご案内](#)

[更新履歴](#)

[個人情報保護方針](#)

[サイトポリシー](#)

[サイトマップ](#)

[ページの上部へ戻る](#)

Copyright 中野区 © Nakano City Office 2009 All rights reserved.

# 中野区における指定校変更の承認に関する基準

## ◇新1年生・転入時における指定校変更(中野区内での学校の変更を希望する場合)

	申請の理由	申請できる範囲		申請に必要なもの	備考
		小学校	中学校		
健康への配慮から必要な場合	1 身体に障害のある方や病弱等健康上の理由から、通学に配慮が必要と認められる場合	○	○	□診断書(写)	特別支援学級は除きます。
通学への配慮から必要な場合	2 幹線道路・踏切りを回避するなど、通学の安全確保を配慮する必要がある場合	○	×		地図及び状況を確認します。
	3 通学距離が指定校より近い場合	○	×		距離が明確に違うか、地図及び状況を確認します。
家庭の事情への配慮から必要な場合	4 保護者の勤務先が近くにある、又は通学途中にある場合	○	×	□勤務証明書(写) □営業許可証(写)	勤務先が希望校の学区内にあることが必要となります。
	5 家庭の事情から、第三者の協力を必要とする場合	○	○	□預かり証明書 □保護者の就労等状況証明書 □第三者の住所が確認できるもの	第三者の居住地が希望校の学区内にあることが必要となります(但し、学童クラブは除く)。
	6 在学中の兄弟姉妹に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童・生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合(※新1年生のみ該当)	○	○		兄弟の在籍を確認します。
学校生活への配慮から必要な場合	7 転居予定又は一時的な転居の場合	○	○	□賃貸借契約書(写) □建築請負契約書(写) (住所・入居予定日が確認できるもの)	
	8 児童・生徒の性格や交友関係を考慮して必要と認められる場合 ※お子さんの性格や具体的な交友関係を確認し、いじめ等の理由で深刻な悩みを持っている場合など、学校生活を送るうえで特段に配慮すべき事情があると認められる場合にのみ指定校変更を承認しています。単に「仲の良い友人が行くから」「相性の良くない子と違う学校に行きたいから」という理由では変更を認めません。	○	○		※相談内容により、小学校や幼稚園・保育園等に状況を確認させていただく場合があります。
教育面で特に必要な場合	9 海外から帰国した生徒で、教育委員会が指定する帰国生徒受入重点校への入学を希望する場合	×	○		個々の状況確認、就学相談を行い対応します。
	10 その他特別な事情から、教育委員会が必要と認める場合	○	○		個々の状況確認を行い対応します。
学校再編計画に伴う特例(平成24年度)	11 第九中学校、中央中学校の統合に伴う特例	×	○		※詳細については、お問い合わせください。

- 【備考】
1. 認可期間は、必要とする事由等に応じて、個別に決定します。
  2. 上記以外にも、状況を確認できる書類が必要になる場合があります。
  3. 自転車を通学の交通手段として利用することはできません。

中野区における区域外就学の承認に関する基準

◇新1年生における区域外就学(区外から中野区立小・中学校の就学を希望する場合)

	申請の理由	申請できる範囲		申請に必要なもの	備考
		小学校	中学校		
家庭の事情への 配慮から必要な場合	1 在学中の兄弟に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童・生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合(※新1年生のみ該当)	○	○	<input type="checkbox"/> 住所地の就学通知書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・続柄入り)	兄弟の在籍を確認します。
教育面で特に 必要な場合	2 その他特別な事情から、教育委員会が必要と認める場合	○	○	<input type="checkbox"/> 住所地の就学通知書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・続柄入り)	個々の状況確認を行います。

- 【備考】
1. 認可期間は、必要とする事由等に応じて、個別に決定します。
  2. 上記以外にも、状況を確認できる書類が必要になる場合があります。
  3. 自転車を通学の交通手段として利用することはできません。
  4. 通学への配慮(距離・安全)のみの理由による申請は承認基準に該当しません。



※この画面は「暮らしの便覧」です  
暮らしに必要な情報を分類ごとにご案内します

※「暮らしの場面」から探す  
暮らしの中の「こんなとき」に必要な情報をご案内します

◆暮らしの情報 > 子ども、教育 > 学校

## ☰ 転校手続き

《平成23年12月1日更新》

### ◆項目一覧

- 1 新しい住所地の指定校へ転校する場合
- 2 新しい住所地の指定校以外への転校を希望する場合
- 3 在学中の学校へ引き続き通学することを希望する場合
- 4 特別な事情があり新しい住所地の指定校へ転校することが困難な場合
- 5 特別な事情があり現在在籍している学校から転校を希望する場合
- 6 「杉並区外の区市町村立の小・中学校」への通学を希望する場合
- 7 国立、都立、私立の小・中学校に通学する場合

### ☰ 1 新しい住所地の指定校へ転校する場合

お子さんが就学する学校については、住所地に基づいて教育委員会が定めています（「指定校」といいます）。  
指定校は、生活ガイド「学区一覧表（町丁目別）」でご案内しています。  
なお、お住まいの町名により、次のとおり2ページに分けて掲載しています。

・お住まいの町名がア行・カ行・サ行で始まる方  
→「学区一覧表（町丁目別ア行からサ行）」

・お住まいの町名がタ行・ナ行・ハ行・マ行・ワ行で始まる方  
→「学区一覧表（町丁目別タ行からワ行）」

転入、区内転居、転出によって新しい住所地の指定校へ転校する場合は、現在通学している学校（前籍校）および転校する学校へ、それぞれ電話でご連絡のうえ、転校の手続きをしてください。

#### 【必要書類】

・「転入学通知書」（転入・転居届の手続きの際にお渡しします。名称は教育委員会によって異なります。他の区市町村の教育委員会によっては、「就学通知書」等という場合があります。）  
・前籍校が発行した「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」

#### 【手続きの流れ】

- (1) 前籍校に転退学届を提出します。様式は前籍校にあります。
  - (2) 前籍校が発行した「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を受け取ります。
  - (3) 住民登録の転出または転居の届出をします。
  - (4) 新住所地に住み始めてから14日以内に住民登録の転入または転居の届出をし、「転入学通知書」を受け取ります（その際、(2)の「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を持参してください）。
  - (5) 転校する学校へ「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出します。
- ※他の区市町村へ転出される場合は手続きが異なる場合がありますので、転出先の区市町村にお尋ねください。

[項目一覧に戻る](#)

### ☰ 2 新しい住所地の指定校以外への転校を希望する場合

- (1) 新しい住所地の指定校に隣接する「小学校」への転校を希望する場合

学校希望制度に基づく申請により、受入人数に余裕のある小学校へ入学することができます。  
制度の詳細、手続きについては、「学校希望制度（現小学校1年生から6年生）」をご覧ください。

(2)新しい住所地の指定校に隣接する「中学校」への転校を希望する場合

中学校は申請できません。

「5 特別な事情があり現在在籍されている学校から転校を希望する場合」をご覧ください。

[項目一覧に戻る](#)

**3 在学中の学校へ引き続き通学することを希望する場合**

(1)小学生で、今までの杉並区立学校に引き続き通うことを希望する方

・新しい住所地の指定校に隣接する小学校に在学中の方  
学校希望制度に基づく申請により、引き続き通学できます。  
制度の詳細、手続きについては、「学校希望制度(現小学校1から6年生)」をご覧ください。

・新しい住所地の指定校に隣接していない小学校に在学中の方  
一定の条件を満たしている場合には、指定校を変更し、今までの学校に通学することができます。学務課学事係へご相談ください。

※自転車および自家用車での通学は認められません。

【手続き】

区役所または区民事務所・分室、駅前事務所での転居届の手続きの際、指定校変更申立の手続きを行ってください。

※郵送での手続きはできません。

(2)中学生で、今までの杉並区立学校に引き続き通うことを希望する方

一定の条件を満たしている場合には、指定校を変更し、今までの学校に通学することができます。学務課学事係へご相談ください。

※自転車および自家用車での通学は認められません。

【手続き】

区役所または区民事務所・分室、駅前事務所での転居届の手続きの際、指定校変更申立の手続きを行ってください。

※郵送での手続きはできません。

[項目一覧に戻る](#)

**4 特別な事情があり新しい住所地の指定校への転校が困難な場合**

やむを得ない事情があると認められた場合には、指定校を変更することができます。  
転入届または区内転居届の手続きの際にお渡しする「転入学通知書」と前籍校発行の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお持ちのうえ、学務課学事係へご相談ください。  
杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準はこちらからご覧ください。  
※郵送および区民事務所・分室、駅前事務所での手続きはできません。

[項目一覧に戻る](#)

**5 特別な事情があり現在在籍されている学校から転校を希望する場合**

転居以外の理由により、現在在籍されている学校からの転校を希望する場合は、ご事情により転校できる場合があります。学務課学事係へご相談ください。  
ただし、理由や学校の状況等により、ご希望の学校では受け入れられないことがあります。  
杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準はこちらからご覧ください。

就学通知書により指定された学校に、特別な事情があるために入学が困難な方は、変更できる場合があります。1月中旬に通知書がお手元に届いた後、ご相談ください。  
杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準はこちらからご覧ください(PDF形式83.5KB)。  
なお、基準に該当する理由があっても、学校施設の状況等によって認定できない場合があります。申立てがあると、教育委員会で認定の可否を検討します。

[項目一覧に戻る](#)

**6 「杉並区外の区市町村立の小・中学校」への通学を希望する場合**

杉並区教育委員会ではなく、希望する学校の所在地(区市町村)の教育委員会へ、直接お問合せください。

[項目一覧に戻る](#)

**7 国立、都立、私立の小・中学校に通学する場合**

「国立私立入学(在学)届」をお出しください。郵送での手続きもできます。

【必要書類】

・「国立私立入学(在学)届」(届出先の窓口にあります)

・「転入学通知書」(転入・転居届の手続きの際にお渡します)

・在籍校が発行した「在学証明書」または「学生証の写し」

※国立私立入学(在学)届の書式は、申請書等配信サービスでダウンロードできます。

◆書式はこちらのリンクをクリックしてください。

◆申請書ダウンロードの使い方はこちらのリンクをクリックしてください。

杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準

別表第1(第3条関係)

認定及び承諾事由		添付書類	
		指定校変更	区域外就学
1 転居その他居住地の変更に関する事情	(1)在学中に転居(転出)し、転居(転出)後も引き続き現籍校への就学を希望する場合		
	(2)家の建て替え等一時的な転居(転出)で、再度の転居(転入)の予定があり、引き続き現籍校への就学を希望する場合(仮住まい等の場合を含む)	転居(転入)予定日及び居住地が確認できるもの(建築確認書、建築請負契約書、賃貸借契約書等)	
	(3)在学中に転居(転入)の予定があるため、あらかじめ転居(転入)予定地の指定校への就学を希望する場合		
	(4)在学中に転居(転出または転校)し、再転入等により、新たに指定された学校ではなく、前籍校への就学を希望する場合		
2 本人の兄弟姉妹が就学する小中学校への就学を希望する場合			
3 本人の心身の障害に関する事情	(1)心身の障害または病気療養等のため、身体的に負担が少なく通学可能な学校への就学を希望する場合	左記の内容を証明できる書類(医師診断書、身障者手帳等)	転入学通知書(新入生は就学通知書)
	(2)上記には該当しない性格的要因や身体的要因により、児童・生徒の就学に特に配慮する必要がある場合		
4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合	(1)保護者の就労または長期療養等のため、児童・生徒が住所以外で保護されることに伴い、就学可能な学校への就学を希望する場合	保護される住所地在所地を確認できる書類	
	(2)保護者の就労のため、児童を放課後学童クラブへ預けることに伴い、通学可能な学校への就学を希望する場合		
	(3)保護者の離婚、別居等に伴い、児童・生徒の就学に配慮する必要がある場合		
5 いじめ、不登校、交友関係その他の学校生活の事情	(1)いじめ・不登校等により、在籍校への通学が困難な状況に特に配慮する必要がある場合		
	(2)児童・生徒の保育園・幼稚園及び小学校等における交友関係に特に配慮する必要がある場合		
6 通学時の安全確保その他の地域的事情による場合	(1)児童・生徒の安全上の観点から、指定校への通学の困難な状況に特に配慮する必要がある場合		
	(2)児童・生徒の居住状況(社宅、集合住宅等)により、近隣とのつながりに配慮する必要がある場合		
7 国外生活に伴う生活習慣の相違による場合	海外からの編入、帰国した児童・生徒で、就学に特に配慮する必要がある場合		
8 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合			

\*上記以外の書類を提出していただく場合もある。

付記

- 1 通学は、徒歩によるものとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、交通機関により通学することができる。
- 2 指定校の変更及び区域外就学に伴う通学時間は、小学校の場合は概ね40分程度、中学校の場合は概ね60分程度とする。

別表第2(第3条関係)

不認定及び不承諾事由
1 教室数が不足し、学習環境の著しい低下を招くおそれがある場合
2 学級編制の標準を著しく逸脱するおそれがある場合
3 杉並区立小中学校適正配置基本方針その他の計画により、児童生徒数を制限する必要がある場合
4 その他教育委員会が区立学校の運営に支障があると認める場合

現在の位置: [トップページ](#) > [生活ガイド](#) > [子育て・教育](#) > [入学等にあたって](#) > [指定校変更・区域外就学](#)


## 指定校変更・区域外就学

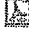
更新日 平成24年1月23日

### 指定された学校以外に通学したいときは

豊島区では、お子さんの就学に際して、住民基本台帳の住所により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定しています。(この学校を指定校といいます。)

何らかの理由で、指定校以外の学校を希望する場合、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる制度を設けています。

 [指定校変更の審査に係る処理基準\(PDF形式 14.7KB\)](#)

 [区域外就学の審査に係る処理基準\(PDF形式 15.6KB\)](#)

### 指定校変更

豊島区に住民登録されているかたが、指定校以外の豊島区立小・中学校へ通学する制度です。

[指定校変更許可基準\(別表1\)](#)

### 区域外就学

豊島区に住民登録されていないかたが、豊島区立小・中学校へ通学する制度です。

[区域外就学許可基準\(別表1・2\)](#)

現在、下記の学校は、収容人数上の理由により、指定校変更・区域外就学の受け入れを制限しています。

小学校: 仰高小学校、目白小学校    中学校: 巢鴨北中学校、千登世橋中学校

詳しい申請手続きは、学校運営課学事係までお問い合わせください。

なお、豊島区に住民登録されているかたが、区外の学校を希望する場合は、希望する学校の所在地の教育委員会で手続きをしてください。

このページに関するお問い合わせ

教育総務部 学校運営課 学事係

電話:03-3981-1174

[Eメールでの問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)



## 指定校変更の審査に係る処理基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）における学校教育  
施行令（昭和28年政令第340号）第6条に基づく指定校変更の審査について、  
必要な許可基準および事務処理手続きを定める。

### (申請手続)

第2条 保護者は、教育委員会に指定校変更の申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、指定校変更申請  
に別表1に定める許可基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委  
員会に提出しなければならない。

### (審査基準)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、別表1に定める許可基準により審  
査を行い、指定校変更の申請を許可することができる。

### (照会等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更を許可する場合には、関係学校長  
およびその関係者に意見照会または、事実関係の照会を行うことができる。

### (通知)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、指定校変更通知書に  
より、学校長に通知する。

### (許可の取消し)

第6条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、指定校変更の許可を取消  
することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定校変更の許可を受けたとき。
- (2) 指定校変更の許可に付した条件に違反したとき。

## 指定校変更許可基準

更新日 平成24年1月23日

### 別表1(第3条関係)許可基準

#### 通則

指定校変更による児童・生徒の通学方法は、身体的な事情その他やむを得ない事情がある場合を除くほか、原則として徒歩とする。

許可事由	基準	必要書類(確認方法)
身体的事情	身体障害、病虚弱、慢性疾患などにより、通学距離上、最短距離の区内の学校に通学させる必要がある場合、また、長期の通院治療のため病院の最寄りの学校へ通学する必要がある場合。	医師の診断書、障害手帳の写し等障害の程度、身体の状態等が確認できるもの
家庭の事情 (保護者の勤務地)	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 小学校第1学年から第3学年までの児童の保護者の経営する区内店舗その他の事業所・勤務先(以下「店舗等」という。)での就業時刻が夜間におよび、店舗等が事実上の生活の本拠となっているため、児童への適切な監護を行うため店舗等の近くの小学校に通学させる必要があると認められる場合。 2. 通学時間がおおむね30分程度で、特に児童の負担が生じないと認められるとき。	営業許可証、勤務証明書等の事実を証明するもの
家庭の事情 (保護者の共働き、又は、ひとり親家庭)	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 小学校第1学年から第3学年までの児童の保護者が共働き又はひとり親家庭で、保護者の就業時刻が夜間におよび、下校後又は学童クラブ終了後、区内の祖父母等親戚が一時保護し、児童への適切な監護を行うために祖父母等親戚宅の近くの小学校に通学させる必要があると認められる場合。 2. 通学時間がおおむね30分程度で、特に児童の負担が生じないと認められるとき。	1. 営業許可証、勤務証明書等事実を証明するもの 2. 祖父母等児童を保護する者の誓約書
区内転居予定	おおむね3ヶ月以内又は1学期以内への転居が相当程度確実に予定されている場合で、学年又は学期の当初から転居予定先の指定校に通学することが望ましいと認められるとき。	売買(賃貸)契約書、建築確認書の写し等転居予定先、転居予定日(家屋等引渡し日)が確認できるもの
隣接学区域へ転居	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 区立学校在学中に隣接学区域へ転居し、指定校に通学することが児童・生徒にとって負担となる場合で、現に在籍する学校に引き続き通学させると認められるとき。 2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に児童・生徒の負担が生じないと認められるとき。	特になし
隣接学区域以外へ転居	小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒が、区立学校在学中に隣接学区域以外へ転居し、現に在籍する学校に卒業するまで引き続き通学させることが望ましいと認められる場合。	特になし
卒業小学校の学区域中学校への就学 (中学校のみ)	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。 1. 豊島区立の卒業小学校の学区域の中学校(指定校である小学校の学区域の中学校と隣接学区域の中学校に限る。)への入学を希望する場合。 2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に生徒の負担が生じないと認められるとき。	特になし
兄弟姉妹	次に掲げるいずれにも該当する場合であること。	特になし

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 兄弟が区立学校在学中に豊島区隣接学区への転居を事由とする正規の指定校変更の許可を得ている場合で、弟妹を兄弟が現に在学する学校と同一の学校に入学させることを希望する場合(但し、兄弟が最終学年で弟妹が翌年度の新入学予定者である場合を除く。)</li> <li>2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に児童・生徒の負担が生じないと認められるとき。</li> </ol>	
通学上の安全	<p>次に掲げるいずれにも該当する場合であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定校への通学が、距離、時間又は通学上の安全確保の観点から、支障があると認められたとき。</li> <li>2. 通学時間がおおむね20分程度で、特に児童・生徒の負担が生じないと認められるとき。</li> </ol>	特になし
いじめ、不登校等の特殊事情	<p>次に掲げるいずれにも該当する場合であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. いじめ不登校など児童・生徒の心身の健全な成長発達が脅かされるような深刻な悩みを持っている等の特殊な事情があるため、転校すること若しくは現に在籍する学校に通学することが、児童・生徒にとって精神的又は肉体的な苦痛、負担となる場合で、現に在籍する学校に引き続き通学させる必要があると認められるとき。</li> <li>2. 通学時間がおおむね20分程度、現に児童、生徒の負担が生じないと認められるとき。</li> </ol>	在籍(受入れ)学校長、教育指導主事、教育相談等の意見
上記に掲げるもののほか、指定校変更することにより特に児童・生徒の負担が生じないと認められる場合であって、区内の他の学校に通学させる必要があると教育委員会が認めるとき。		教育委員会が必要と認める書類

このページに関するお問い合わせ

教育総務部 学校運営課 学事係

電話:03-3981-1174

Eメールでの問い合わせは専用フォームをご利用ください。

## 指定校変更と区域外就学

掲載開始日:2009年10月09日  
最終更新日:2012年04月01日

### 1. 学校の指定について

児童・生徒の小・中学校の就学については、教育委員会が住民基本台帳の住所により、就学すべき学校を指定することとなっております。この指定された学校を「指定校」といいます。

児童・生徒のみなさんには、原則として指定校に入学していただくこととなります。

### 2. 指定校変更と区域外就学について

特別な事情があつて、指定校以外の学校に就学する場合に指定校変更・区域外就学という制度がありますので教育委員会にご相談ください。なお、いずれの制度も許可基準を定めています。

- 指定校変更  
北区に住民登録がある方で、指定校以外の北区立小・中学校へ通学する制度。
- 区域外就学  
北区外に住民登録がある方で、北区立小・中学校へ通学する制度。

両制度とも許可基準は添付ファイルをご覧ください。詳しくはお問い合わせ願います。

### 3. 手続方法

添付書類、印鑑をお持ちの上、教育委員会の学校支援課学事係で手続きをお願いいたします。添付書類は許可基準にあるとおりですが、事由によっては、その他の添付書類が必要になる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

なお、現状で教室数の不足等により、指定校変更、区域外就学の受け入れを制限している場合もあります。現在の受け入れ制限校については下記の「4. 受け入れ制限」をご覧ください。

### 4. 受け入れ制限

教室数の不足等により、指定校変更、区域外就学の受け入れを制限する場合があります。

なお、受け入れ制限をしている学校であっても、次の場合のみ受入可能です。

- ・直近の学期内に転居が確定していて、予め転居先の指定校に通学させることが望ましいと判断される場合(基準番号3)
- ・転居後も在籍している学校に引き続き通学を希望する場合(基準番号3)

#### \* 現在、受け入れ制限のある小学校

##### ○王子小学校

制限内容:現3年生と現4年生の指定校変更・区域外就学

##### ○王子第一小学校

制限内容:現1年生の指定校変更・区域外就学

##### ○赤羽小学校

制限内容:現1年生と現2年生と現4年生の指定校変更・区域外就学